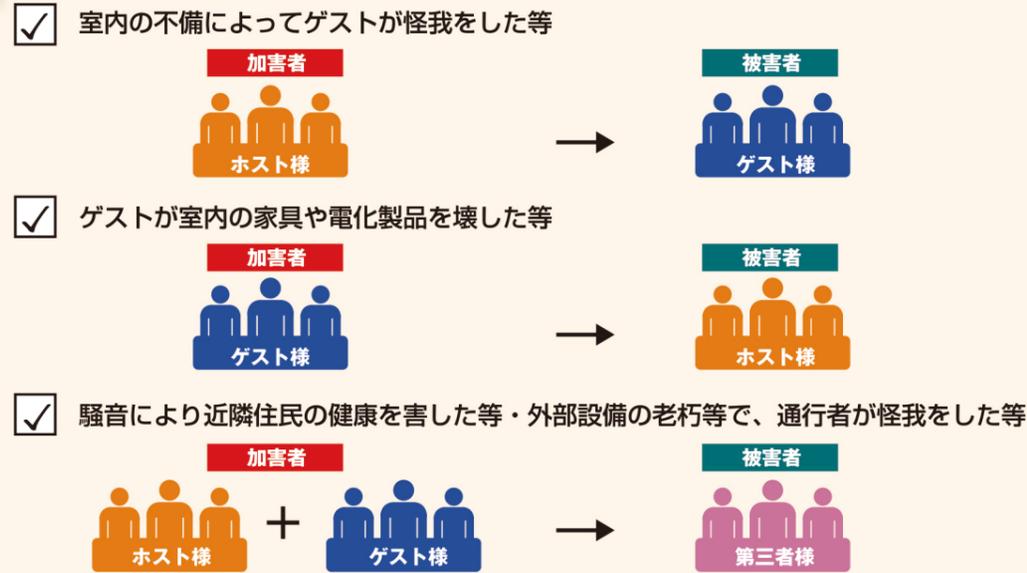


民泊運営のリスクとトラブルを ワンストップで解消します！

リスク
対策

民泊物件専門補償サービス

民泊運営上のリスク対策は運営者の義務です！



トラブル
対応

民泊物件専門緊急トラブル対応サポートサービス

住宅宿泊事業法・国家戦略特区民泊・旅館業法民泊法すべての民泊施設において、近隣住民やゲストのトラブルに 24 時間、365 日現地に駆けつけてトラブルの解決が必要です！

- ☑ 全国 30 分以内の駆けつけ体制（一部地域除いて）
- ☑ 24 時間 365 日 対応コールセンター設置！



● 補償内容 ●

<p>補償その① 施設管理者賠償</p> <p>民泊物件の構造上の欠陥や所有・使用・管理上の不備、ホストの民泊運営上の不注意に起因して、ゲストを含む第三者の身体・財物に損害を与えた場合の賠償責任を補償します。</p> <p><事例> ●食器棚の固定が不十分のため、棚が倒れゲストにぶつかり怪我をさせた。 ●設置した民泊用の看板が落下し、通行人が怪我をした。</p> <p>ケガ 死亡</p>	<p>補償その② 不動産損壊補償</p> <p>住宅宿泊事業のために他人から賃貸する建物および什器備品が不測かつ突発的な事故により、滅失・破損・汚損・紛失・盗取され、ホストがオーナーに対して賠償責任を負った場合は補償します。</p> <p><事例> ●ホストが民泊用に持ち込んだ設備什器が盗難にあった。 ●ホストが民泊用に持ち込んだ調理器具の管理不備で出火し、借戸室が燃えてしまった。</p> <p>火災 汚損 盗取</p>
<p>補償その③ 不動産修理費用</p> <p>住宅宿泊事業のために他人から賃貸する建物および什器備品が不測かつ突発的な事故により、ホストがオーナーとの契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理したその費用をお支払いします。</p> <p><事例> ●ホストがリース契約をしている高級家具をゲストが壊し、ホストが修理をした。</p> <p>物損</p>	<p>補償その④ 旅館宿泊者賠償</p> <p>民泊期間、民泊物件敷地内において、ゲストが第三者の身体・財物に損害を与えた場合の賠償責任補償します。</p> <p><事例> ●ゲストが、部屋のドアを開け、通路を歩いていた住人に怪我をさせた時などに補償します。 ●ゲストが、ホストが備え付けたテレビや机などを壊してしまった時に補償します。</p> <p>第三者のケガ</p>

● 補償引受の仕組み ●



● サービスの流れ ●

緊急の駆けつけ対応が必要かを、コールセンターで一度確認いたします。緊急対応が必要な際は、全国のMS&ADグランアシスタンス(株)が駆けつけ対応いたします。※別途出勤費を実費請求



● 料金について ●

サービス	オプション料金 (※表示税別)	備考
苦情対応出勤	5,000円	1出勤当たり
三者間通訳サービス	10,000円	1件1回当たり
水・ガラス出勤実費	10,000円	1出勤当たり

!ご確認ください!
 ※一般会員の年会費には、MS&ADグランアシスタンス(株)社による駆けつけサービスの基本料金が、含まれております。
 ※コールセンターでの苦情対応サービス(24時間365日)は基本料金に含まれておりますが、各種サービスにおいて直接出勤が必要なアクシデントに対しては、都度左記のオプション料金の負担が必要です。
 ※住宅管理事業者は業務委託契約が別途必要となります。

● サポートの流れ ●

